

行政手続部会 議事概要

1. 日時：令和元年6月4日（火）9:59～11:21
2. 場所：合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）、高橋滋（部会長）、野坂美穂
 - （専門委員）川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、八剣洋一郎、村上文洋
 - （政府）平本政府CIO上席補佐官、満塩政府CIO補佐官
原田内閣官房IT総合戦略室内閣参事官補佐
 - （事務局）石崎参事官、谷輪参事官
 - （ヒアリング出席者）法務省：宮崎民事局商事課長
法務省：竹下民事局総務課登記所適正配置対策室長
法務省：徳田民事局総務課登記情報センター室法務専門官
厚生労働省：安藤保険局保険課長
総務省：寺田自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室長

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング
 - ・重点分野「商業登記等」
（法務省からヒアリング）
2. 関係省庁からのヒアリング
 - ・健康保険の住所変更、J-LISの手数料負担について
（厚生労働省、総務省からヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 若干時間より前でございますが、おそろいでございますので「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、お忙しい中、大田議長にも御出席いただいております。ありがとうございます。安念部会長代理、林委員、國領専門委員、堤専門委員、濱西専門委員が御欠席でございます。

原委員は、遅れて御参加の予定です。

それでは、議事に入ります。

議事の1つ目は、法務省より、商業登記等についてヒアリングを行いたいと思います。

法務省に対しては、資料1-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明いただきたいと思っております。

それでは、早速でございますが、時間の関係で15分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○宮崎商事課長 法務省民事局商事課長の宮崎と申します。

これから担当ごとに、回答について御説明させていただきます。

それでは、前回、5月10日開催の「行政手続部会」において議論させていただきましたが、その後の御質問、論点ということで頂いているものが、①から⑧までございますので、順に補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、①については、本人申請の補正率の目標に関して、より高い、数値としては低い目標を設定すべきではないかという御指摘があります。これについて再検討を行いました。前回のヒアリングの後、まず、他の行政機関における補正の状況の調査を試みております。

現時点では、補正率等の詳細なデータは得られていないところでありますが、これは担当者レベルで確認するというにとどまっております、どの省庁からどういうふうに取り上げましたということ、申し上げることもまだできないのですが、確認できたところによると、不備があった項目の内容によって、職員において確認できる不備であれば申請人に修正を求めるまでもなく処理を進めるという場合もあると聞いております。

また、重要な情報の不備であれば、申請人自身に修正を求めている場合もあると聞いておりました、不備の内容としては添付書面の不備よりも、申請書や届出書の記載内容の不備が多いと聞いております。

商業登記手続においては、登記の申請に却下事由に該当する不備があった場合については、登記官が定めた相当の期間内に、補正をするように申請人に求めることになり、その補正がなければ却下をすることになっております。

申請に却下事由があるものの内容としては、申請書の内容がきちんとしていないこと、法で定められた添付書面が添付されていないことがあります。また、添付されている添付書面の内容が、会社法などの実体法上の要素を全部含んでいるかなどについて審査をしているところでございます。

ペーパーの2枚目になりますけれども、このように商業登記手続において実体法上、作成が義務付けられている書面の添付を求め、厳格な審査を行っているのは、登記官の厳格な審査を経た事項に限り登記簿に記載して公示することによって会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資するためということにあると考えております。

そういう観点から、商業登記の手続は、性質上、他の行政手続と比較しても補正率が若干高くなるざるを得ないという側面もあると考えております。

もともと、当省も補正率の一層の低減を図ることの重要性を認識しております。補正率を低減させるための施策に取り組んでいるところでございます。

前回、若干の説明を申し上げましたけれども、オンラインで申請していただくときのオ

ンライン申請システムに申請書の作成支援機能を付けたり、あるいはその時点で添付書面が足りているかどうかを自動で事前に確認できる機能を付けるなどの開発をしております。

また、先ほど説明したように、補正原因の分析を実施しておりまして、今後、その結果も踏まえて、所要の対策の実施を検討していきたいと思っております。

補正率の目標の再設定につきましては、今年度末、2020年3月の補正率の測定結果を踏まえて、検討することとさせていただきたいと考えております。

①については以上です。

○徳田登記情報センター室法務専門官 それでは、②の論点でございます。APIの公表につきまして、私から御説明させていただきます。

今回の論点となっております登記・供託オンラインシステムにつきましては、現在、システムの安定稼働、また、情報セキュリティの確保の観点等から、APIによる接続のための仕様書につきまして、コミュニティサイトでは公表しているものの、広く一般には公開していないところでございます。

また、この登記・供託オンラインシステムにつきましては、個人の情報に加えまして、極めて機密性が高い登記識別情報を扱っているところでございまして、これら機密情報の安全確保が求められているほか、このシステムにつきましては、既に年間2000万件を超える利用がございまして、民間事業者製のソフトウェアを使用した申請データに起因した申請事件の滞留などのシステムの障害が発生している状況にございます。

御指摘の件につきましては、これらの状況、また、リスクを踏まえまして、可能な対応方策について、今後、慎重に検討していく必要があると考えているところでございます。

また、本人申請が少ないという御指摘に対しましては、今後、ウェブの方式等による申請方式の実現に向けて検討していきたいと考えているところでございます。

なお、後段の「参加企業に提供するAPI関連資料一式の提出」の依頼の点につきましては、提示するための手続が必要になりますことから、別途調整させていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上になります。

○宮崎商事課長 引き続き、③のID・パスワード方式、電子証明書の使用の選択に関して御説明申し上げます。

前回の部会において、当省から「申請内容の非改ざん性の証明は電子証明書でなければ不可能」と回答させていただきましたが、それについてIT室からも御指摘がありました。その後にIT室さんとも議論・調整をしました。

御指摘の、このガイドラインにおける認証を主に用いた場合と、電子署名を用いた場合の申請内容の改ざんのおそれに対する対応策についての記載は確認し、非改ざん性の証明は電子署名でなければ不可能と断言することは正しくないということを確認しております。

そのガイドラインの記述にもあるとおり、商業登記についてのシステムの設計に当たってどちらをとっていくかということに関しては、脅威に対する有効性に加えて、利用・運

用コスト、性能等を含む総合的な観点から対策を合理的に選択する必要があるものと考えております。

2段落目に書かせていただきましたが、現在、商業登記のオンライン申請について添付書面の提出を求める必要があります。電磁的な場合には、添付書面の電磁的記録を提出していただくこととしておりますが、それについては各作成者の電子署名の付与を求めています。

お問い合わせの中にあります役員変更登記を例にとれば、役員選任のための株主総会議事録、代表取締役選任のための取締役会議事録、就任される役員の就任承諾書などの提出が求められます。それについて現在は、全ての作成者、取締役会議事録であれば出席された取締役全員の電子署名を付けていただくこととしております。

前回は説明を申し上げましたが、全作成者について電子署名が必要だという部分については、少しこれを合理化できないかを、現在、検討しているところでございます。

ただ、それを整理したとしても、代表者本人の電子署名が必要な書面というものは残るものというふうに考えております。そうしますと、仮に、申請の場面でID・パスワード方式を採用したとしても、申請者に対して、添付書面については電子署名を求める、申請に関してID・パスワードの使用を求めるということになると、二重の負担を課すことにもなるかなと考えております。

これらについては、商業登記における真実性の確保の要請、利用者の負担等の総合的な観点から適切な設計を検討していく必要があると考えております。

また、現在の法務省の施策としては、商業登記電子証明書の普及促進を図っております。成長戦略において決定されている施策である法人設立手続のオンライン・ワンストップ化とあわせて、これを取り組まなければならない施策と考えております。

今後、商業登記電子証明書を取得することがオンライン申請の障害にならないように、商業登記電子証明書をオンライン請求できることにするなどの利便性の向上を図っていく予定としております。商業登記電子証明書の取得が一般的になってくれば、登記手続においても、特段の負担感を感じられないという形になることも可能ではないかなと考えております。

したがいまして、商業登記電子証明書の普及促進策の効果も見つつ、また、ID・パスワードを作り管理していくためには新たなシステムを構築していかなければならず、そのコストということもあると思います。また、利用者の利便性などもあるかと思えます。それから、登記の中にはいろいろな登記があります。各種登記に応じたリスク評価をしていった上で、それぞれについてどういう認証が必要かという検討も必要だと思っております、総合的な観点から慎重に検討していきたいと考えております。

③については以上です。

それでは、④の電子公告の制度について補足説明させていただきます。

電子公告は、サーバに記録されたデータの書換え等の可能性がございますため、現在、

電子公告調査という制度を設けております。

電子公告調査においては、公告主体以外の第三者をして、コンピューターを使用して自動的に、電子公告が掲載されているウェブサイトアクセスさせて、当該公告が掲載されていること及びその内容に改変がないことを確認させることで、電子公告が実施された事実を立証することとされております。

なお、電子公告制度の導入時には、公告ウェブサイトの運営主体を、公告内容の改ざん防止設備・保存設備に関して法令上の要件を備えた者に限定するという方法も考えられましたが、確実性とか競争政策上の要請等の相反する要請があるため、法令上適切な要件を定めることが困難であること及び公告ウェブサイトの運営主体を制限しても、いかなる電子公告が行われていたかという争いが完全に消滅することは期待できないことから、そういった方法が採用されなかったという経緯があります。

現在の調査機関における電子公告調査は公告が実施された事実の証明等の手段として合理性を保持していると考えております。

また、制度開始以来、会社法のみならず他の法令に基づく公告についても、これは同様に広く利用されているところがございます。制度を変更することによる影響も大きい状況でありまして、現状で会社法上の電子公告調査を不要とすることは困難であると考えております。

他方で、電子公告調査に掛かる費用についての規律は設けておりません。

また、電子公告調査を効率的に行うための民間における自発的な取組等を制限するものでもありません。そのような取組として、御指摘の民間のプラットフォーム等の利用が検討されて、それによってより低コストで電子公告、電子公告調査が行われることになれば、そのことが否定されるものではないと考えております。

④については以上でございます。

○高橋部会長 すみません。お時間がありますので、少し手短にお願いします。

○竹下登記所適正配置対策室長 それでは、⑤以降につきまして、法務省民事局登記所適正配置対策室長の竹下から御説明させていただきます。

まず、⑤についてですが、書面に記載されていますとおり、昭和14年に15円であったものが、ここに記載されていますとおり改定されまして、平成5年に5万円となり現在に至っているところがございます。

続きまして、⑥でございます。

この所要時間の平均につきましては、所要時間等はここに記載されていますとおり、公証人が囑託人から相談を受けてから定款を認証するまでの時間であって、その中には、公証人が、相談、定款原案の確認、文献等の調査、定款原案の修正に関する囑託人との間のやりとり、公証人の面前でのやりとり等に要する時間が含まれるところがございます。

株式会社の定款認証については、2時間18分。

一般社団法人の定款認証につきましては、3時間7分。

一般財団法人の定款認証につきましては、3時間34分となっております。

⑦は、定款認証業務が公証人の実働時間に占める割合です。

これは概数ですが、公証人の事件処理に要する時間の、約4分の1を占めているところでございます。

続きまして、定款認証業務が公証人の収入に占める割合は、約3割を占めているところでございます。

続きまして、⑧でございます。

まず、起業環境向上の観点から、定款認証をより適正、迅速、効率的な制度とすることは、極めて重要であると認識しているところでございます。

定款認証制度の改善につきましては、昨年6月に閣議決定されております「未来投資戦略2018」においてその方向が示されておりました。昨年度中にテレビ電話等による定款認証を可能とし、これは既に実現しているところでございます。

令和2年度中に、定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象に、24時間以内に設立登記が完了する取組を全国実施すること等が閣議決定されているところでございます。

また、昨年11月30日からは、定款認証を行う際に、設立される株式会社等の実質的支配者を申告させる制度が始まり、この施策は、本年夏から開始するFATF、金融活動作業部会の審査における、法人の透明性に関する評価項目、主に勧告24の関係ですが、評価向上に向けた取組ともなっており、国際的要請に応え、企業活動を行うための法的インフラの整備に資するものでございます。

オンラインの利用促進の観点からの、ラテン系の公証人制度を有する諸外国の対応は様々であるところでございますが、例えば、ドイツにおいては、日本と同様に、公証人による定款認証が行われており、テレビ電話の導入等が検討されているようでございます。

このように、定款認証につきましては、国際的な動向も注視しながら、様々な取組を実施しているところでございまして、先ほども出た閣議決定された施策の令和2年度中の実施に向けて、公証人の費用負担により運営・管理されている電子公証システムの改修を含め、取組が行われているところでございます。

このような状況の中で、このシステム改修を含めた、オンライン化等の新たな施策実施のための原資ともなっている手数料の引き下げについては、慎重な検討が必要であるというところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、私から。

まず、①ですけれども、今、誘導機能のお話とか、システム改修の話をも具体的にされたのですが、回答にはないのです。口頭で言われるのではなくて、文書できちんと出してい

ただければありがたいと思います。この回答を補足していただければありがたいと思いますが、それは大丈夫でしょうか。

○宮崎商事課長 この後に文書で出すということでしょうか。

○高橋部会長 そうです。

○宮崎商事課長 それは可能でございますので、やらせていただきます。

○高橋部会長 そういう形で、具体的にやっていただきたいと思います。

○宮崎商事課長 はい。

○高橋部会長 その内容が問題だと思うのですが、会社法上の要件はかなり複雑なので、それがウェブで見たときに分かるような誘導機能をお考えいただければありがたいと思います。

そういう意味では、システム誘導機能とか、チェック機能とか、申請者が理解できて、作業の手戻りがない形でウェブ申請ができるように、IT室とも御相談されて、使い勝手がいいシステムにしていただければということをお願いしたいと思います。

もう一つ、今日の新聞に、大手法律事務所がAIでリーガルテックを導入し始めたと載っていましたが、民間が先に行っていますので、法務省でもAIを使って、会社法上の要件をチェックできているか、リーガルテックを活用できるシステムをお考えいただいたほうがいいのではないかと思います。そういうことのお考えはないでしょうか。民間の大手がAIを活用し始めているという話なのです。

○宮崎商事課長 現状では、そういう検討はまだ行っておりません。

○高橋部会長 ただ、オンライン申請を抜本的に進める、さらに言うと、窓口での手戻りを回避するためには、申請人がリーガルテックによる事前チェックを済ませておく、法務省の窓口に行く前、あるいは、ウェブサイトでチェックを受けて、不必要な手戻りがないような形で窓口に行くなり、ウェブ申請するなり、というシステムを作るのが肝要だと思うのです。多少時間が掛かるかもしれませんが、そういうことを御検討いただけないでしょうか。

○宮崎商事課長 先ほど、口頭でも申し上げたオンライン申請システムの中に、そういった登記すべき事項の作成支援機能や添付書面の事前確認機能を入れていくことによって、ある程度は作成支援というものができるとは思っています。

○高橋部会長 今日の新聞に載っていましたので、法務省としてもお調べいただきたい。多分そういうことをすると、民間の登記申請に関する負担が抜本的に減るのではないかと思います。AIの世の中なので、そういうことも是非お考えください。自治体はやり出していますし、国が、デジタル化において自治体に遅れるというのはまずいと思いますので、しっかりやっていただければと思います。

①はいかがでしょうか。もしほかに何かあれば。

それでは、八剣専門委員。

○八剣専門委員 この御説明を読ませていただくと、いろいろな書類が正しく添付されて

いるか、解説等についてちゃんとなっているかが重要であるということが非常によく分かったのですけれども、今の部会長の発言にもありましたが、ガイドを適切にすることにより、最終的に正しい書類が添付されていればいいということではないかと思うのです。私がそういうふうに思い過ぎなのかも分からないのですけれども、何となく前段の説明を見ていると、最初からある程度完璧な書類ができていない場合には却下をしているという感じに、何となく受け止められて、目的はそうでなくて、正しい処理を完遂させたいということだと思いますので、ガイドを適切にやることにより、補正率が高くならざるを得ないという表現はちょっとおかしいのではないかと思うのです。ガイドが足りないから補正率が高くなってしまっているのであって、補正率が高くないようなガイドをすべきだと私は感じたのですが、これは違うでしょうか。

○宮崎商事課長 御指摘はそのとおりだと思っております、高くならざるを得ないという、やや消極的な表現は適切ではないように思います。ガイドという意味では、登記所では申請前に行う登記相談もありましたり、あるいはホームページに申請書書式などを載せるなどしております。それが十分だとは思いませんので、日々、それを改善していきたいと思っております。

○高橋部会長 それも含めて、文書の表現を手直ししていただければありがたいと思います。

①はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○高橋部会長 それでは、②に移りたいと思いますが、こちらについてはいかがでしょうか。

村上専門委員、どうぞ。

○村上専門委員 ゼロ回答が出てきたのでびっくりしているのですけれども、同じように機微情報を扱うe-Taxにおいては、API公開もID・パスワード方式も導入されています。商業登記でなぜ導入できないのか、その理由を具体的に教えてください。

○徳田登記情報センター室法務専門官 ②はAPIの観点で、今回、ちょっと申し上げたところでございますけれども、登記情報の登記・供託オンラインシステムにつきましては、極めて機密性が高い登記識別情報を扱っています。

○村上専門委員 e-Taxよりも機微情報であるということですか。e-Taxでできていてなぜこちらでできていないかを教えてください。

○徳田登記情報センター室法務専門官 すみません。e-Taxのほうは正確にこちらも把握していません。

○村上専門委員 もう一個追加でよろしいですか。

○高橋部会長 どうぞ。

○村上専門委員 今日出席されている3人の中で、ITの専門家は何人いらっしゃいますか。

○徳田登記情報センター室法務専門官 私です。

- 村上専門委員 今回のこの回答において、CIO補佐官の助言をどのぐらい得ましたか。
- 徳田登記情報センター室法務専門官 今回は時間もなかった関係もありまして。
- 村上専門委員 得ていないのですか。
- 徳田登記情報センター室法務専門官 はい。
- 高橋部会長 前回は何日でしたか。
- 宮崎商事課長 5月10日です。
- 高橋部会長 10日ですね。もう6月ですね。時間がないというのはどういう意味ですか。
- 宮崎商事課長 ID・パスワード方式などについて、法務省のCIO補佐官との相談を経ております。ただ、このAPIの観点ではということにして。
- 高橋部会長 いや、APIも前回に議論になったはずなのです。何でそこについて時間がないというお話になるのですか。
- 徳田登記情報センター室法務専門官 言葉に語弊があったかもしれませんが、調整ができなくて、CIO補佐官に確認することができませんでした。
- 高橋部会長 時間的な調整ができなかったのですか。あちらが忙し過ぎて時間がとれなかったということですか。
- 徳田登記情報センター室法務専門官 こちらの準備の関係も時間を要しまして、調整はできませんでした。
- 高橋部会長 分かりました。

CIO補佐官、いかがですか。政府を横並びで見ているらっしゃって、税と社会保障との関係との横並びで、登記情報について特別な取扱いが一体要るのかどうか、その辺についての御見解をお示しただければと思います。

○平本CIO上席補佐官 特別な見解というか、技術的に見てできるものはどんどんやるべきで、今、村上専門委員がおっしゃったように、e-Taxと同様にセキュリティーレベルも、皆さんが重要な情報を扱っていますので、そういうことをきちんと勉強してやっていただきたいです。

ここで安定稼働ということも指摘しているのですけれども、これははっきり言って、年間で2000万件という、大した負荷ではないという形でありますし、ここでテストも十分ではないのではないかと、そういう運用上の問題もあります。

それと、ここでAPIは難しいけれども、ウェブは考えるという形で、技術的にこれは矛盾しているのです。ウェブで入るとAPIで入るのは、システムから見ると同じなのです。誰が送ってきても同じなのに、APIはだめだけれどもウェブは考えますというのは、技術的にも矛盾していますので、そういうところはきちんとCIO補佐官と議論して精査していただきたいなと思います。

○高橋部会長 この問題は、技術的に、村上先生は専門なのですけれども、そういう意味では専門家に技術的に詰めていただいたほうがいいと思うのです。そこはいかがでしょうか。法務省に是非お願いしたいと思うのです。

○徳田登記情報センター室法務専門官 御意見を踏まえまして、検討していきたいと思えます。

○高橋部会長 検討というのは、やっていただけるのですよね。技術的に白黒をつければ、いい、悪いがはっきり分かることなので、やらないという話にはならないと思うのです。この場で「やる」と言っていたかかないと困るのです。

○徳田登記情報センター室法務専門官 CIO補佐官に確認をさせていただきます。

○高橋部会長 CIO補佐官にきちんとそちらから確認していただくということですね。

○徳田登記情報センター室法務専門官 はい。

○高橋部会長 そういうふうにしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。我々の任期も終わりに近くなっているので、急いでやっていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

②なのですが、一遍お聞きしたいのは、民間ソフトウェアを使用した申請データに起因した申請事件の滞留というのは、どういう意味ですか。よく分からなかったのです。

○徳田登記情報センター室法務専門官 こちらにつきましては、民間事業者が作製しましたソフトウェアを使用して登記の申請をした場合に、その申請データに起因した申請の事件の滞留等が生じてしまった事例があるということです。

○高橋部会長 事例があるというのは、主にそれで滞留したということですか。何か不備なデータが混入していたということですか。

○徳田登記情報センター室法務専門官 そうです。

○高橋部会長 どのぐらいの滞留案件が発生したのでしょうか。

○徳田登記情報センター室法務専門官 それは件数でしょうか。

○高橋部会長 ええ、件数です。後で教えてください。

○徳田登記情報センター室法務専門官 はい。

○高橋部会長 データに変なものが混入すると滞留するということは、システムのあり得るのですか。

○平本CIO上席補佐官 事前にテストをしていれば、普通はそういうことは起こりませんし、そういうデータが来た場合はリジェクトして、その瞬間で処理は次の処理に移りますので特に問題は起こらないです。

○高橋部会長 分かりました。そこを専門的に詰めたいと思います。ありがとうございました。

次に、③番目はいかがでしょうか。

これも前回の回答とほぼ同じなのですが、口頭でCIO補佐官と協議した結果、作成後の非改ざん性の担保のための電子署名が必ず必要とは限らないという御説明があったと思うのです。今の御発言は明らかにこの文書と矛盾していませんか。

○宮崎商事課長 今、御指摘いただいた私の口頭での発言については、第1段目の冒頭に書かせていただきました「記載は確認したところである」というところで、記載の中には

電子署名の場合だけではなくて、ID・パスワード方式の場合でも申請内容の改ざんのおそれに対する対策は可能だという記載があったことを確認しました。そのことを冒頭に書かせていただいております。

その上で、商業登記においてID・パスワード方式を採用するか、あるいは電子証明書的方式を採用していくかについて、2段落目以降に記載させていただいたということがございます。

○高橋部会長 分かりました。

ですから、非改ざん性の担保のために必ず電子署名という付与は要らないということですよ。

○宮崎商事課長 今はそのように認識しております。

○高橋部会長 このところは、電子署名を現在は求めているけれども、そこは検討の余地があるということをお認めいただいたということですよ。

○宮崎商事課長 そういう観点ではそのとおりでございます。

○高橋部会長 二重にその法人の代表者の添付書類の電子署名と、申請者のときに用いる電子署名が併用できるから、そちらのほうが利便性が高いという御説明のように聞こえたのですが、そういうお話でしょうか。

○宮崎商事課長 はい。この2段落目に書かせていただいたのはそういうことございまして、申請人の申請内容の非改ざん性のみならず、添付されている書面の作成時点からの非改ざん性は、これは作成者による電子署名を求めることが必要だという。

○高橋部会長 いや、必要ではないでしょう。今、必要性はないとおっしゃったのですよね。現行は求めているけれども、必ずしもそこは技術的に検討してみなければ分からないという話だと思うのです。御主張の中で残るのは利便性だけだと思うのです。

○宮崎商事課長 ID・パスワードは、代表者である申請人のみが付すものと考えておりまして、添付書面の中には代表者以外の役員や文書の作成者がおりますので、その場合には、各人の電子署名を求めているのが現状でございます。

○高橋部会長 でも、作成者の電子署名は必ずしも要らないのでしょうか。要するに、窓口の場合、確かにほかの人の電子署名は要るかもしれないですけども、その部分は先ほどおっしゃったように、場合によっては作成者以外の人についてもかなり改善の余地があるというお話をされましたよね。

○宮崎商事課長 はい。

○高橋部会長 それもちょうんと書いていただかないと困るのです。

その上で、問題は、この主張でおっしゃっている課題は、法人の代表者と添付書類の非改ざん性の証明に必要な添付書類が、要するに、電子署名が一緒だからそのほうが利便性が高いという、それだけしかおっしゃっていないような気がするのです。私はそう理解したのですが、それでおかしいでしょうか。

○宮崎商事課長 この2段落目に書かせていただいたのはそういうことでございます。

○高橋部会長　そういうことですよね。そして、結局のところ、非改ざん性の証明に、本当に電子署名が要るのかという話だと私は思うのです。ID・パスワード方式で非改ざん性の証明ができれば、別にID・パスワードについては本人認証ができるわけですから、あとは非改ざん性の証明です。そして、そこは別途、非改ざん性の証明について考えていただければいいと思います。

素人で大体考えたのですけれども、非改ざん性だったらPDFで700円で作成日付の証明だけで十分なのではないでしょうか。要するに、作成日以降に改ざんされていませんというその証明だけを付ければ非改ざん性の証明になりますよね。そうでしたら700円の証明だけよろしいのではないのでしょうか。何もそれ以外の証明を求める必要はないと私は思うのです。

IT室の方、間違っていますか。

○満塩CIO補佐官　おっしゃるとおり、非改ざん性のやり方はいろいろあるので、部会長がおっしゃったやり方も考えられるとっております。

○高橋部会長　いろいろあるので、何も本人証明を無理やりとらなくても私はいいと思いますので、そこはCIO補佐官とよく御相談の上、必ず本人証明が要るという話にはならないと思うので、そこは御検討いただければと思います。

それから、先ほどお約束していただいた、代表者以外の電子署名が要る場合についても、なるべく削減していく方向で御検討いただくということだと思いますが、これは工程表的に言うと、いつぐらいに御検討の結果を出していただけますでしょうか。

○宮崎商事課長　こちらについては早急にやりたいとっております。具体的な工程表は。

○高橋部会長　事務局とよく相談して工程表を。

○宮崎商事課長　はい。検討したいと思います。

○高橋部会長　出していただければありがたいと思います。

事務局、工程表についてよく調整してください。申し訳ないです。

③はそのぐらいでよろしいでしょうか。もし③であれば。

どうぞ。

○八剣専門委員　これはIT室の方にお聞きしたほうがいいかと思うのですけれども、2段落目の「当該添付書面の作成者の認証と」うんぬんで「電子署名の付与を求めている」というところから、仮にID・パスワード方式というところまでの文章はこれで正しいですか。作成者の認証と非改ざん性の担保のために電子署名の付与が必要というのは、今も部会長が言われていましたけれども、明らかに違うと思いますし、非改ざん性は先ほど言われたみたいにタイムスタンプかなんかをやればそれで終わりだと思うし、文章的にIT関係の人から見ると納得できない文章になっていませんか。

○満塩CIO補佐官　そういう意味では、先ほどの部会長の質問と基本的に同じようなものだと思います。非改ざん性の保証として幾つもあり方があると思っています。ここで書かれているのはその一つとして、例えば本人の署名がされていれば、それをもって本人

確認と同時に非改ざん性もやれますよねということをおっしゃっているのであって、例えば、部会長が先ほどおっしゃったのは、ID・パスワード方式で本人確認をしつつタイムスタンプでやるということで、非改ざん性の証明をやることはできるという御説明だったと思っています。

いずれにしても、私はこの利用者の負担というところを考えなければいけないとっていて、どちらの方法が本当の意味での利用者負担が減るかというのを考えるべきかなと思っているので、本人が電子署名をもって署名をするほうが楽なのか、タイムスタンプというのはあるシステムに入れるとタイムスタンプを押してくれるイメージですので、それとID・パスワード方式を組み合わせるほうが利用者負担が低いのかというところを考えていただくことが重要なのかなと思っています。

○高橋部会長 ちなみに、これは言わないでおこうと思ったのですが、窓口で補正をやっているのですよね。その場で補正をしたら受け付けるのですよね。窓口補正です。

○宮崎商事課長 はい。

○高橋部会長 そうしたら、非改ざん性について印鑑証明を求める意味がないのではないですか。本人が知らないところで、印鑑証明を付けたところで、窓口補正を認めてしまったら非改ざん性の証明の意味なんかは全くないと思います。そういうこともよく考えてください。

そういう意味で、昔の窓口のやり方が染み付いているのではないかと私は思います。そこはよく考えていただければありがたいと思います。

次の④はいかがでしょうか。

電子公告の話ですが、確かに、これは私がお願いをして御検討いただいた話で、このように対応していただくのは大変にありがたいと思うのです。ただし、立法時にこういうことになったというのはよく分かるのですが、一つだけ、④の下から7行目の「競争政策上の要請」というのがよく分からないのです。これはどういう意味でしょうか。

○宮崎商事課長 「競争政策上の要請」というのは、公告ウェブサイトの運営主体を限定する形ではなく、調査機関という形でその資格というか、運営主体を限定しない方向にすべきだろうと。そこで競争をさせるべきだという要請だという意味です。

○高橋部会長 分かりました。

そうすると、もともと官報掲載を認め、それを3万円としていること自体が競争政策上、私は問題だと思います。官報掲載はやめたほうがいいのではないのでしょうか。挙げて電子公告にする、移行させるというのが競争政策上は望ましいと思うのですが、そういうお考えはないのでしょうか。そうしたら抜本的に利用者が増えて、どんどん価格が下がっていくと思うのです。国が最大の競争政策阻害要因になっていると私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○宮崎商事課長 そういう値段の比較を見るとそういう御指摘もあるのかもしれませんが、官報掲載について我々が所管しているものではないということと、官報公告というのは昔

から会社法上のものとしては長く使われているものですので、それについてそれをしないという形は、いろいろな議論があるのかなと思っております。

○高橋部会長 所管が違うというと、どこが所管するのですか。会社法の所管で官報に出すという話ではないのですか。確か役所が官報を出すと私は聞いています。そうですよね。各省庁が官報に出すのですよね。

○谷輪参事官 発行は印刷局です。

○高橋部会長 発行は印刷局なのですけれども、役所が官報を掲載して出すのですよね。掲載の意思決定は役所がするのですよね。

○宮崎商事課長 会社法に関して言うと、会社法上、何々の事項については公告しなければならない、その手段は官報とか電子公告などによるという規定を設けるのは、法務省民事局です。

○高橋部会長 そうですよね。

○宮崎商事課長 はい。官報自体の例えば値段設定とか、そういうものについては我々、法務省の所管ではないです。

○高橋部会長 でも、競争政策は法務省だからできるのではないですか。

○宮崎商事課長 その選択という意味ではそうです。会社法上の規定ということではそうです。ただ、昔からとられていることで信頼性が高い公告の方法と考えています。

○高橋部会長 分かりました。

川田専門委員、官報の公告をやめたらまずいですか。いかがでしょうか。

○川田専門委員 そうとは思えないところがありまして、いろいろな工夫はできるのかなという気はいたします。

○高橋部会長 新聞公告も残るので、よく御検討ください。多分そこが最大の問題だと私は思います。よろしく申し上げます。

⑤番目ですが、ここはいかがでしょうか。

どうぞ。

○川田専門委員 ⑤番も⑥番のものもよろしいでしょうか。

○高橋部会長 どうぞ。

○川田専門委員 公証人の定款認証の件でございます。

私が驚きましたのが⑥番目の株式会社の定款認証の所要時間2時間18分という数字です。私自身、昔に定款認証実務をやっていた経験もございますので相当な時間だなと。私どもの認識では、本当に短い時間で認証が終わるという感覚がございまして、⑥番の2段落目の「なお」以下に、所要時間に含まれる公証人の作業として、相談、定款原案の確認、文献等の調査、定款原案の修正に関する嘱託人との間のやりとり、あるいは面前でのやりとりと書いてあるわけですが、2時間18分のうちのどのくらい時間を使っているのだろうかという単純な疑問がありまして、その内容について教えていただければと思います。

○竹下登記所適正配置対策室長 今の御質問についてお答えさせていただきます。

委員がおっしゃられた非常に短いというところは、もしかしたら最後の面前に役場を訪れてということが短く終わったケースがあるということなのかなとも思うのですが、定款認証自体は、最初に相談が来たところから始まります。

公証人の業務は一般的に、公正証書を作成したり認証したりするものについては、それに先立つ相談を無料で受けることになっております。会社の設立であれば、設立したい会社の内容を聞いた上で、その作成すべき定款について助言をすることもございます。

定款の原案が公証人に提出されますと、作成された定款の原案について、会社法等との関係の適法性が審査されるところでございます。

典型的には商号であるとか、目的であるとか、本店所在地であるとか、発起人がきちんといるかということをはじめとして、また、会社の組織の仕組み方等について、会社法の規定に適合しているかを確認していくことになります。

その過程では文献等の調査を行うこともありますし、また、その調査の結果、または調査をせずにはすぐに分かることもあるかと思いますが、その修正を嘱託人との間でやりとりすることもございます。

そのような定款の原案の記載内容の適法性の確認がされた後に、本年の3月前ですと、必ず公証役場に訪れて面前での確認を行うということで、現在は先ほど申し上げた「未来投資戦略2018」で昨年度中にとり、テレビ電話による定款認証が始まっておりますので、テレビ電話による面前確認がされることもありますが、面前での確認が最後にされることになります。そこでは、作成された定款の真正の確認、作成された定款に関する作成者の真意の確認も行います。

また、昨年11月からは、先ほど申し上げました実質的支配者となるべき者及びその暴力団員等への該当性の確認も行っているところでございます。

こういった作業を全て合わせて、今は先ほど申し上げたような時間になっているところが、本年1月に日本公証人連合会が全国の公証人に対して行った調査結果に基づく数字でございます。

以上でございます。

○高橋部会長　どうぞ。

○田中専門委員　今の御回答に対する質問なのですが、⑥の問いは、標準的な定款の認証を行うのに要する平均的な所要時間をお伺いしていました。今のお話ですと、非常に複雑な内容の定款、文献調査等が必要なものまで含めた平均所要時間を御回答いただいていると思うのですが、そうではなく、本当に標準的な定款に要する時間はどれぐらいなのかというデータはあるのでしょうか。

○竹下登記所適正配置対策室長　今回、御回答申し上げているところは、そもそもが平均時間ということになっておりまして、株式会社、一般社団法人、一般財団法人などの類型がある中でも、最も数の多い株式会社についての平均の時間が標準的な時間であると。

標準的なというところですが、それぞれの企業に応じていろいろな定款があると思いま

すので、その全ての定款認証の、特に株式会社についての定款認証の平均時間というのが、平均的な標準的な定款認証を行うのに要する時間と考えております。

○高橋部会長 どうぞ。

○大田議長 事務員が内容をチェックして、公証人は事前確認のみ、面前の確認のみという報道もあるのですが、この報道は間違いだということですか。

それから、その所要時間は日本公証人連合会が公証人に対して行った調査結果ということで、身内の連合会が行っているわけですが、法務省として実体は把握しておられるのでしょうか。

○竹下登記所適正配置対策室長 まず、1点目に御質問された事務員だけが確認をしていて公証人は最後の面前の確認だけということではございません。

続きまして、法務省として把握しているかということですが、法務省としては、日本公証人連合会を通じた今回の調査によって把握しているというところでございます。

○高橋部会長 佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

これも⑤についてでいいですね。

○高橋部会長 ええ、⑤でもいいです。⑤、⑥で。

○佐久間専門委員 ここに数値が出ています。例えば平成5年で4万円から5万円に上げたときの検討のプロセスはどういうものであったかというのを、大まかで結構ですので教えていただければと思います。

その中で、私が言ってもしょうがない話ですが、当然、公証人は公務員、独占、ただし独立採算ということですから、非常に単純に考えれば、単純に全部のコストを把握した上で、目安となる数で割っていけば、コストプラスアルファで大体出るということだと思います。そのプロセスの中で効率化のインセンティブが働くメカニズムがあるのでしょうか。単純に物価が上がります、賃金が上がります、家賃が上がります、したがってコストもこうなります、したがって割ると5万円ですということなのかどうか、その点について教えていただければと思います。

○竹下登記所適正配置対策室長 今の御質問についてお答えいたします。

まずは、昭和57年から平成5年の値上がりしたプロセスについてでございます。この手数料を改定するときには、そもそも最初の書面での回答のときに申し上げましたとおり、この手数料は事務の内容と当事者の受ける利益を基礎として、物価の状況や一般公務員の給与事情等を考慮して定めるということで、この物価だけで定めるわけではないのですが、昭和57年から平成5年のこの値上がりについて検討した際には、物価の動向であるとか、国家公務員の給与指数の動向等も踏まえて手数料を改めているところでございます。

○佐久間専門委員 その中で、効率化のインセンティブが働くメカニズムがあるのでしょうか。

○竹下登記所適正配置対策室長 効率化のインセンティブというのは、今回の御質問の中

でされているような公証人の業務の効率化ということですか。それとも特定の政策を推進するために手数料を例えば優遇するとか、そういう趣旨でしょうか。

○佐久間専門委員 一言で言えば、この手数料を下げるための効率化、そのインセンティブが図られるようなプロセス、メカニズムが入っているのかどうかということです。つまりそれが入っていなければ、単純に何の努力もなくIT化も図らずに全く今と同じ状態でどんどん上げるだけということになるので、これは独占ですから、当然それができるわけですが、それでは下がらないということですから、そのメカニズムは当然ないと、これだけいろいろなツールが出てくるこの世の中では非常に合理的ではない。こういうことからすれば、何かそういうものが入っているのかどうか。この点についてお伺いしたいと思います。

○竹下登記所適正配置対策室長 手数料額を適正にするためという観点での効率化のプロセスということかと理解いたしました。そういった意味では確かに民間との競争はございません。この手数料は、政令で定められることになっておりまして、その手数料を定めるに当たっては政府内での議論を行う。そして、その効率化、すなわち同じ料金でもより迅速かつ効率的かつ効果的に事務を行うという公証人のインセンティブについては、公証人自体がそういった公益性を有している職業でございますので、その専門性、その有する職業意識に基づいて行っているところでございます。

また、法務省としても、この業務の効率化、例えば平成14年には電子公証システムを導入しているところでございますし、最近では、先ほども繰り返し申し上げましたが、テレビ電話の導入であったりだとか、実質的支配者の申告、国際的な要請に応えるような取組でございますけれども、こういったようなことを法務省は、監督を通じて自発的に公証人が行っていくように努めているところでございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○佐久間専門委員 民間でもこういう似たような構造のコストというのはあります。そのときは、A社とB社の間でB社が請け負っている場合、B社のほうが効率化を図る。ただ、効率化を図ることによって受取額が減ってしまう。これでは効率化のインセンティブがないので、効率化したときにそれについて両者でどういう形で分けていくかと。

要するに、結果的にウイン・ウインになるような形のメカニズムは入れているわけですが、そういうのが入っているかどうかをお聞きしたかったのです。

あと、公証人の方が効率化して電子化されて仕事が効率化されるのはいいのですが、ポイントが事業者が払うお金が下がるかどうかだけが全てなので、バックヤードで効率化されてもそれがこの値段に反映されなければ、事業者側から見たときには何の意味もないことになるので、表面の手数料が下がるようなメカニズムが入っているのかどうかとお伺いしている次第です。

○竹下登記所適正配置対策室長 まず、手数料が下がるメカニズムについてですけれども、公証人の手数料は政令で一律に決められておりますので、こういった業務を行うとその手

手数料が変わると、定款認証につきましては一律に5万円になっておりますので、その業務の仕方によって手数料が変わるということとは、現在の手数料ではなっておりません。

効率化のメカニズムということで、例えば一般論で言えば、そういった行政手続でもほかの国などでも、例えば24時間以内の早い手続のときは料金が少し変わるとか、そういったことで効率的にやることによって料金に差を設けるという仕組みはあるのかもしれませんが、そういったものは現在の公証人の手数料のメカニズムには特には組み込まれておりません。

○高橋部会長 議論がかみ合っていないのです。例えばバックヤード、事務員さんはいろいろと先ほどおっしゃった話ですけれども、事務員さんがある程度チェックして、最後に公証人が総括的なチェックされるということはある意味であるのだと思うのです。繰り返しますが、事務員がざっとチェックしたものを、公証人が再度ざっとチェックして、最終的に面前でチェックするというのはあり得るのだと思うのです。

そういう意味で、公証人の方を補助するような部分に、様々なコストが掛かっているはずなのです。そういうものを下げる。要するに、公証人の負担が下がれば手数料は下がっていくと思うのです。そういうことも考えないというのは、佐久間専門委員がおっしゃったように、国民経済の観点からは問題だと思います。是非、ユーザーである民間企業を含めた何がしかの手数料の検討会の仕組みがないと、国民経済上は問題ではないかと。

公証人というのは社会的な基盤で、それを掘り崩すということには政策上、私は大きな問題だと思っております。公証人の方がその専門性に即した正しい報酬を得るべきであるとは私は思います。

ただ、それが合理的に国民の前に説明できるような仕組みがないと機能していかないと思うのです。国民の信任も得られないと思いますので、佐久間専門委員がおっしゃったように、第三者的にオープンに手数料を検討する。ユーザーも含めて民間も含めて、法務省としてはそういう組織を作っていただければありがたいと思うのですが、そういうことのお考えはないでしょうか。

○竹下登記所適正配置対策室長 今、頂きました問題意識で、国民に説明できる手数料の在り方が非常に重要だと思います。それを実現するためにどういったことがあるのかということについて、この場で即答することはできませんけれども、そういった問題意識も踏まえて、手数料について考えていきたいと思っております。

○高橋部会長 是非御検討ください。

どうぞ。

○村上専門委員 おとし、法人設立のワンストップ検討会の委員をやっていたので、新聞の記事を見て、やはりそうだったのかという意識を持たざるを得ないのです。

補正率を下げないとか、APIとか、ID・パスワードにまともに取り組まないというのは、職員の仕事を減らさないためとか、商業登記証明書にこだわるとか、電子公告の調査委託は昔からやっているからという説明がありました。あとは、公証人の年収は2000万円か

ら3000万円と新聞に書いてありますけれども、それを維持すると。

基本的に身内を守るためにIT化に徹底的に抵抗しているというふうに私は聞こえてしまったのです。是非外部のITの専門家、CIO補佐官あるいはIT室を入れて、外部の目でチェックしていただいて外部で効率的に進めていただくことを、今日お約束いただければと思います。要は内輪でやっているとは多分進まないということです。

○竹下登記所適正配置対策室長 今回、御指摘いただいた報道については承知しております。そういった報道等も踏まえて、しっかりと国民に説明できるものにするというのは非常に重要なことだと思っておりますので、そういったものになるように、委員の御指摘も踏まえて進めてまいりたいと思います。

○村上専門委員 外部の専門家を入れて検討いただけるとのことですか。

○竹下登記所適正配置対策室長 その点については、ここで即答できることではございませんが、そういった問題意識を踏まえてしっかりした適切な対処をしてみたいと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

もう時間が来てしまいました。

最後の⑧ですが、諸外国の例はきちんと調べていただく。ドイツはやっているぞ、ドイツはうちと一緒にだっておっしゃいますが、国際的な比較をやっていただくのが重要なのです。ラテン系のところも調べていただいて、比較検証していただきたいというのがお願いします。

それから、全体の手数料の引き下げという話もあるのですが、商業登記について政策的に引き下げるということはあり得ないのでしょうか。特に、電子のところでは引き下げるということはあり得ないのでしょうか。

○竹下登記所適正配置対策室長 諸外国について頂いた点については、きちんと調査してみたいと思います。

2点目なのですが、先ほど述べたようなところではあるのですが、他方で我々も、法人設立におけるオンラインの利用促進は非常に重要だと考えております。我々自身「未来投資戦略2018」で閣議決定した政策については、所管省庁として、定款認証、設立登記のオンライン同時申請を対象に、24時間以内に設立登記が完了する手続といったものを促進していくことは必要であると考えております。

これが実際に令和2年度中に開始するというものですから、こういった事件数なども見た上で、手数料の面から、今、申し上げたような手続を対象とした24時間以内の設立登記完了の手続の利用を促進することが、手数料の面からも措置ができないかということは、その事件数の動向も見て検討してみたいと考えております。

○高橋部会長 私は八王子から特急によく乗って都心に来るのですけれども、今の時期、チケットレスですとJRは一般の特急料金の半額になります。そうやらないと電子的なものは徹底していかないですよ。国が民間に遅れては困るのです。そういう意味では、手数料について大胆に、電子を進める政策がとられているにもかかわらず、窓口にこだわる人

については手数料を高くとる。苦勞して電子の壁を突破した人には大胆に安くするという政策的なことは考えていただきたいと思います。お答えは結構ですので、よくお考えいただければと思います。

一通り①から⑧まで議論しましたが、最後に一言何かあればいかがでしょうか。

議長、何かございませんか。大丈夫でしょうか。

○大田議長 ええ。

○高橋部会長 ほかにありませんか。

大変申し訳ないのですが、いろいろとお願いしたと思いますので、特にIT室とのお話合いの話も含めて、再度議論する場を設けさせていただければありがたいと思いますので、お忙しいところをお付き合いいただければと思います。何とぞよろしく願いいたします。

本日は、お忙しいところどうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

○宮崎商事課長 よろしく願いします。

(法務省 退室)

(厚生労働省、総務省 入室)

○高橋部会長 それでは、次の議事に移ります。

続きましては、健康保険の住所変更及びJ-LISの手数料負担について取り上げたいと思います。

本日は、厚生労働省、総務省の方にお越しいただいております。

本件につきまして、厚生労働省に対して、資料2-1のとおり論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

恐れ入りますが、5分程度でお願いいたします。よろしく願いします。

○安藤保険課長 厚生労働省保険局保険課長でございます。

私から、配付している資料に基づきまして、頂いております論点について御説明をさせていただきます。

まず、①のところを書いてございます件につきましては、この手続部会でも何度か御議論いただいておりますけれども、健保組合が被保険者の住所変更届をJ-LISに照会することで、この住所変更届自体を廃止するというのが目指すべき方向性だと思いますが、J-LISに照会する際のコストが一つ論点にあったというところでございます。

こちらでの議論を経た後、総務省さんとも相談をさせていただいて、まず、総務省さんから、1機関から全健保組合の被保険者分をまとめて照会する場合、被保険者全体で、今、健保組合には約1600万人の人数がおりますけれども、それをまとめて照会する場合として、通常ですと1件10円の照会料のところを1件8円という提示があったところでございます。

それを受けまして、私どもとしては健保組合を実際に束ねております健保組合連合会との協議を行ってまいりました。

ただ、結論的には、どうしても費用対効果が得られる単価の設定が困難であるというの

が、健保連側の主張でございます。

具体的には「※」に書いているところでございますけれども、まず、加入者が多く事業者負担が大きい保険者については、相当に低い金額、単価にならないとすれば費用対効果が合わないということが健保連から示されているところでございます。

他方で、小規模な組合については、そもそもとして、今、住所変更届の処理に係るコストがほとんど掛かっていないということもあって、いずれにしてもJ-LISに照会するというコストは負担にしかならないといったような主張、見解というものが健保連から示されたところでございます。

どうするかというところでございますけれども、その後の状況変化として②のところを書かせていただいているのですけれども、実は今般、この通常国会でまさに成立をしたところでございますけれども、健康保険法の改正がございまして、新たに被扶養者の認定における国内居住要件が設けられたところがございます。このことによって保険者側の実務としては、新たにこの被扶養者の住所情報を正確に管理する必要性が法律に基づいて出てきたところがございます。

実情を申し上げますと、これまで各健保組合は、被保険者の住所については大体自らの保険者で管理がされてきたところがございますけれども、被扶養者については住所情報の管理がされていなかったというのが実態としてございます。今般の法改正後の運用の中で、被扶養者の住所情報についても保険者の責務として正確に管理する必要性が出てきたという法改正が行われたところがございます。

このため、年1回、被扶養者の現況確認ということで、住所確認を行っていただくことになるのですけれども、できるだけ短期間に、多数の加入者に係る住所情報の確認を行うための効率的な確認手法について、今、健保連と検討を進めているところがございます。

いずれにしても、被扶養者あわせて被保険者の住所情報についても、保険者として今まで以上の責務として管理する必要性が生じているのが言わぬとするところがございますけれども、そういった事情変更がございましたので、実際に保険者としては確認しなければいけないのですけれども、できるだけそれを効率的にやる手法について、健保連とこの法律の施行準備にあわせて、今、検討を進めているところがございます。

こうした確認手法の検討にあわせて、結果的に住所変更の届出を要しない環境の提供についても検討していきたいと考えているところがございます。

③で書いてあるところについては、先の話になりますけれども、今、政府部内、内閣官房を中心に検討が進められてございます社会保険あるいは税手続のオンライン・ワンストップ化の動きの中で、先般、課題の最終整理がまとめられたところがございます。

この中では、企業が業務上保有するデータを一旦クラウドに落としまして、そのクラウドから必要な行政機関を含めてですけれども、その情報をいわば引っこ抜いていくといったような仕組みを構築することが検討されているところがございます。

健保組合がこの仕組みを活用して、クラウドにある被保険者の直近の住所情報を確認す

ることで、事業主からの住所変更届を要しない環境というのを、こちらの枠組みを活用することも視野に入れて検討していきたいと思っております。

ただ、問題は、今、検討を進めているこちらの税と社会保険の手續のワンストップ化ですけれども、実際に、特に健保組合が住所情報を引き抜ける状況になるのが、2020年以降順次と伺っているところをごさいますて、そういう意味でいくと、③の手法ですとちょっと時間が掛かってしまうということが課題であると思っております。

我々としては、先ほど申し上げた②の中で、もうちょっと早い段階で住所変更届を廃止する方向で健保連と調整をさせていただきたいと考えているところをごさいます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等があればお願いしたいと思います。

全件照会は、もともとお金が掛かる方法だと思うのです。変更したところだけ照会するというのは、システム上は不可能なのですか。

○安藤保険課長 おっしゃったとおりなのですが、少なくとも今の状況ですと誰が住所変更をしたかという情報がどうしてもないものですから、住所変更をした人も含めて確認するために全件を照会しにしなければいけないというところがもともとの課題としてあって、この部会でも御議論いただきましたけれども、全件照会するに当たってのコストが、そもそも費用対効果が合うのかどうかというところで、総務省さんに御検討いただき、今まで健保連とも調整をかけてきたという経緯でございます。

○高橋部会長 でも、なかなか難しかったと。折り合わなかったと。

○安藤保険課長 そうですね。コストを一旦少し下げて提示いただいたのですが、健保連で調整した結果は先ほど申し上げたとおりでございます。

○高橋部会長 分かりました。

大もとに戻ってシステムを直すというのは無理なのですか。何がしかの形で修正情報を把握してとりにいくというのは。

○安藤保険課長 まさにそこの部分が、一つ我々も考えているところではあるのですが、先ほど申し上げましたように、今般、保険者の責務として住所確認をするという、ある意味そのレベルが今まで以上に法律上の求めが強くなりましたので、そういう意味ではこの機会に保険者にしっかりと住所確認をしてもらおうというふうに、まず考えているというのが前提にあります。

その上で、ただそうは言っても、全件当てにいくとこれはかなりコスト高になってしまうので、ピンポイントで住所変更をした人のみJ-LISに確認しにいくという手法が、システム上できないかということについて、まさに今、検討を進めているところをごさいますて、そこら辺は総務省さんともいろいろ御相談をしながら考えていきたいと思っております。

○高橋部会長 これはシステムの的に難しいのですか。

○満塩CIO補佐官 正確に言うと所管ではないので、認識だけで申し上げると、これは法律との絡みも若干ありますので、システムの構造と制度の両方の検討が必要だという理解をしています。

○高橋部会長 それでは、八剣専門委員、いかがでしょうか。

○八剣専門委員 そう思います。システムの住所のデータを持っているのですから、住所のデータが変更になったときのアップデートの日時も分かるはずですから、それだけが抽出できないということは理屈的にはあり得なくて、多分おっしゃるとおりで、法制度とかそういったところから禁止されているのではないかなと、何となく勘繰るのです。

ただ、私はそれも気になるのですけれども、私は今回の議論で、若干勘繰り過ぎかも知りませんが、J-LISさんが出している1件照会当たり3円というコストの根拠は一体どこにあるのかというのはかなり疑問です。システムのこういうコストが掛かるので積み上げていくと1照会3円になっているのであればいいのですが、J-LISさんの全体の運営していくためのコスト、これだけのコストが掛かって、ここの部分は回収しなければいけないという総額があり、その総額を逆に総照会件数で割るとほぼ3円になるということではないかと思えます。

何を言っているかという、仮に住所が変更するだけの照会で済むように改変すると、照会件数がかなり減りますので、そうすると単価を上げないと生きていけないみたいな話になってしまって、そもそもコストの算定の方法もちょっとおかしいのではないかなという気がします。

○高橋部会長 そこは総務省さんだと思いますが、御説明を頂戴したいと思います。

○寺田外国人住民基本台帳室長 そもそも今の1件10円というのがあって、1000万件を超えたときには8円というのがあり、また別の方式で3円という方式もあるということなのですが、それぞれの考え方について、前回、10月のヒアリングのときも同じような議論をいただいたと思っております。

基本的に地方公共団体が全体で連合してJ-LISを作っているということになっていて、全国の市町村の住民基本台帳の情報を集めて持っていて、それを都道府県や市町村が使うもの以外に国のほうに使ってもらうときには、その部分は手数料を頂くという枠組みになっておりますので、全体の経費は、国の機関と法人と法律に基づいて提供依頼がある方々から頂く手数料と、足らざる部分は都道府県の負担金という形で、トータルで賄っているということでございます。残りの部分はいわば、全県民、全国民の税金で賄っているという関係でございます。

今、先生から御指摘がありましたように、全体の経費を手数料及び負担金の総額でもってどうやって賄っていくかという議論でございまして、全体的にそのシステムは、昔のマイナンバー制度がなかったときから住基ネットはあったわけですけれども、マイナンバーの制度が入って、それに対応するためにシステム更改をしたりということもやってきました。そういうことで、経費が掛かる部分も将来のことも見据えながら、一方で全体と

して、トータルを下げる努力もしなければいけないということで議論をしてきているわけですが、その話と、その手数料水準をどうするかということの部分は、手数料と都道府県の負担金とトータルの考え方もございますので、そういったことかと思えます。

もともと10円というものがどういうふうに分けられてきたかという経緯で申しますと、住基ネットが入った頃はまだマイナンバー制度がなかったわけですがけれども、都道府県等が使う部分と、国と都道府県の市町村の共通の部分と、地方の部分ということに分けて整理していて、国に提供するのに必要な部分について、一定程度その当時に見込まれる件数で割り算をして10円というふうに分けたという経緯がございます。

以上でございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

○八剣専門委員 全体のコストの中で都道府県で負担される部分があるというお話で、その残りの部分ということなのですが、税金でもって負担する部分の総額は事実上固定されているというふうに考えるのが自然ではないかと思うのです。ということはやはり足りない部分があって、それを照会件数で割り算しているという疑念がどうしても残るのです。正しい方向は、多分J-LISのシステムコストが今、どうしてこんなふうに分かれているのかを分析し、それを限りなく削減することが最初にあるべきであって、その努力が足りなく、それで減額交渉をすれば当然それは赤字になってしまうので、減額には応じられないということでこういう物別れになるのではないかということで、そもそもの方向性が少し違うのかなという気がいたしました。

○高橋部会長 是非その辺も。

でも、物別れになってしまったのであれですね。これは再交渉の余地はないということですか。

○安藤保険課長 おっしゃっておられるのは総務省さんのほうと、ということでしょうか。

○高橋部会長 はい。

○安藤保険課長 そこは私が答弁できる立場にないのかもしれませんが、実際にマックスで御照会をかけたときの1件当たりの単価ということで提示いただいておりますので、我々としてはそれに対して再度もっと下げてくれという、ある意味の材料がないといえますか、根拠がないという状況かと思っています。

○高橋部会長 それから、今の話ですと、住基ネットで変更情報が分かるので、そこから健保組合につながる、それが法律上難しいということですか。

○安藤保険課長 おっしゃられているのは、確かに住基情報のほうはアップデートされるという形になっておりますけれども、問題はそのアップデートされた情報というのを、健保組合側がどう入手するか、どう流すかというところがポイントだと思っております。今はそこがもちろんシステム上もつながっておりませんが、厳密な意味では検討してはおりませんが、それをやるとしても直接それをつなげてその情報を流すというのは、法的にもそこは課題があるのではないかなという感じがいたしますけれども、今はいずれに

してもその手段がないので、健保組合が持っている全件の情報というものをJ-LISに当てにいくという手法しか、現時点においてはなかったということでございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、その部分について、さすがにそれですとコスト高になってしまうので、今回、保険者の責務として、住所確認というものの必要性は高まっておりますので、もっと効率的にできる手法がないかと。それはできるだけシステム的に望ましいのは、本当に変更がかかった人の分だけJ-LISに照会しにいくという形ができないかということについては、我々も今、総務省さんともあわせて検討しているところでございます。

○高橋部会長 いつごろまでに成案をいただけますでしょうか。

○安藤保険課長 まず、先ほど申し上げた被扶養者認定の見直し自体が来年の4月から、この法律自体が施行されますので、もちろんこれは健保連とか相手さんがある話ですので、断定的には申し上げられないところがありますけれども、来年4月の施行に目掛けて検討を進めていきたいと思っております。

○高橋部会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○村上専門委員 総務省さんにお伺いしたいのですが、今度、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになったと思うのですが、仮に組合員全員がマイナンバーカードを持っていた場合は、住所変更に関して、別のもっと効率的な住所変更の確認方法はありますでしょうか。

○寺田外国人住民基本台帳室長 よろしいですか。

○高橋部会長 どうぞ。

○寺田外国人住民基本台帳室長 マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせるという今のお話は、今回の法改正でこれから進められるわけですが、あの仕組みと申しますのは、マイナンバーカードの中のICチップに入っている公的個人認証の利用者証明用電子証明書を使うという、御承知のとおりでございます。あの仕組みというのは住民票のある方で、確かにその方だということを証明しているわけですが、利用者証明用電子証明書と個人別の被保険者番号を結びつけるという制度ですので、それがすなわち現住所を提供するというにはならないという仕組みでございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

○村上専門委員 はい。

○高橋部会長 是非成案を作って、来年の4月までに出していただきたいと思っております。その辺もよろしくお願ひしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○高橋部会長 お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

厚生労働省、総務省の皆様、どうもありがとうございました。

○安藤保険課長 どうもありがとうございました。

○寺田外国人住民基本台帳室長 ありがとうございました。

○高橋部会長 本日の議題は以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、事務局より後ほど御連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 お忙しいところどうもありがとうございました。

(注記) 本部会は、当日の委員欠席により部会の定足数を満たさなかったが、議決事項がないため、予定通り省庁からのヒアリングを行った。